

## 学校感染症の種類と出席停止期間

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱・南米出血熱・痘そう・ペスト ・重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る） ・中東呼吸器症候群（病原体が MARS コロナウイルスであるものに限る） ・クリミア・コンゴ出血熱・マールブルグ病 ・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア ・特定鳥インフルエンザ（H5N1、H7H9） ・新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 その他の伝染病 手足口病・伝染性紅斑・溶連菌感染症 ウイルス性肝炎・流行性嘔吐下痢症 マイコプラズマ感染症・ヘルパンギーナ他	症状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

<出席停止の取り扱い開始日について>

医師の診断に基づき、保護者から連絡のあった日からとする。ただし、継続欠席の途中において連絡のあった場合には、それまでの欠席についても出席停止扱いとする。

例…4月8日から欠席し、10日に保護者から連絡があった。13日に登校した。

